

令和6年度「クレジットカードの使用に関する請負契約」
に係る企画競争の参加希望者募集要領

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信

標記について下記のとおり企画競争を実施するので、関係法令、入札及び契約心得を承諾の上、参加されたい。

1 企画競争に付する事項

- (1) 件名： クレジットカードの使用に関する請負契約
- (2) 規格： 調達概要書のとおり
- (3) 履行期間： 契約締結日 ～ 令和7年3月31日
- (4) 履行場所： 情報本部（市ヶ谷）

2 応募できる者の資格及び条件

応募できる者は、次に掲げる事項のすべての資格及び条件を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省競争参加資格（令和4・5・6年度の全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてD等級以上に格付けされた者であること。
- (3) 契約担当官等（他省庁を含む。）から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 「会社更生法（平成14年法律第154号）」による更生手続開始又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」による再生手続開始を申立てられていない者であること。但し、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③までの書類をすべて提出した者を除く。
 - ①更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書（コピー可）
 - ②許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類（コピー可）
 - ③上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者等として排除するように要請があり、当該状態が継続する者でないこと。
- (7) 契約の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た当該情報の取扱いを適切に管理できる者であること。

3 応募要領

応募する者（以下「応募者」という。）は、「参加表明書」（別紙様式）及び資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。

- (1) 提出期限： 令和6年4月3日（水）17時00分
- (2) 提出時間： 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、08時30分から17時00分まで。
- (3) 提出場所： 〒162-8806
東京都新宿区市谷本村町5番1号
情報本部総務部会計課（担当者：東浦（ひがしうら））
電話 03-3268-3111（内線番号31752）
FAX 03-5225-9641
メール s.higashiura_ad@ext.dih.mod.go.jp
- (4) 提出方法： 持参、郵送、メール送付、FAX送付のいずれか。（期限必着）

4 企画提案書の提出要領

- (1) 提出期限： 令和6年4月5日（金）17時00分
- (2) 提出時間： 第3項第2号に同じ。
- (3) 提出場所： 第3項第3号に同じ。
- (4) 提出方法： 持参、郵送、メール送付のいずれか。（期限必着）

5 企画提案書の審査等

- (1) 付表「企画提案要求書」に示す基礎項目にすべて適合し、かつ審査項目について最も優れた企画提案を行った者を選定する。但し、最も優れた企画提案を行った者が複数であった場合、本企画競争に関係のない職員によるくじ引き（抽選）を実施し、一者選定する。
- (2) 応募者は、情報本部職員から説明を求められた場合、その都度、説明しなければならない。また、資料等の追加提出を求められた場合、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (3) 応募者は、情報本部職員から契約履行体制等の調査のために営業所等（下請負者の事業所等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合、当該営業所等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

支出負担行為担当官は、応募者から提出された企画提案書について評価を行い、最も優れた企画提案を行った者を一者選定し、その審査結果を応募者へ通知する。

7 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 応募者は、審査結果に対して疑義がある場合、以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限： 審査結果通知を受領した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以

内

- イ 提出時間： 第3項第2号に同じ。
- ウ 提出場所： 第3項第3号に同じ。
- エ 提出方法： 持参、郵送、メール送付のいずれか。(期限必着)

(2) 支出負担行為担当官は、応募者から前号による説明を求められた場合は、前号の最終日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に説明を求めた者へ書面により回答する。

8 再疑義の申立て

(1) 前項第2号の説明に不服のある者は、以下により再疑義の申立てを行うことができる。

- ア 提出期限： 前項の書面を受領した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内
- イ 提出時間： 第3項第2号に同じ。
- ウ 提出場所： 第3項第3号に同じ。
- エ 提出方法： 持参、郵送、メール送付のいずれか。(期限必着)

(2) 支出負担行為担当官は、再疑義の申立てがあった場合は、前号の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に再疑義の申立てをした者へ書面により回答する。

9 提出書類及び企画提案書(以下「企画提案書等」という。)の提出に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は、失格とする。
- (2) 第5項第2号及び同第3号に違反した者は、失格とする。
- (3) 企画提案書等の作成、提出、説明及び第5項第3号の調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等は応募者に無断で他目的に使用しない。
- (6) 提出期限を過ぎてからの企画提案書等の差替え、再提出は認めない。但し、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
- (7) 企画提案書等に自社以外の内容がある場合は、事前に権利等に関する必要な各種手続きを済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

10 応募者の義務及び制約事項

- (1) 応募者において大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は、契約候補者から削除することがある。なお、著しい経営状況の悪化等により、契約候補者として適当と認められなくなった者とは契約を行わない。
- (3) 最も優れた企画提案を行った者の通知を受けた場合は、関係法令、入札及び契約心得を承諾の上、必ず商議に応じなければならない。
- (4) 応募者において契約することを希望しなくなった場合は、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- (5) 応募者は、閲覧した調達概要書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た当該情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
- (6) 応募者は、契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財

産に関して、関係法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、関係法令上保護される第三者の権利を侵害することのないように、必要な措置を講じなければならない。

1.1 その他の留意事項

- (1) 第10項各号の義務に違反した応募者は、情報本部における各種契約において一定期間参加制限する場合がある。
- (2) 当該調達案件については、公示時点での予定であり、今後必ず調達することを保証するものではなく、調達概要書等の内容に多少の変更が生じる場合がある。

令和 年 月 日

参加表明書

支出負担行為担当官
防衛省情報本部総務部長 殿

所在地：

会社名：

代表者名：

令和6年度クレジットカードの使用に関する請負契約（防衛省情本契51号（令和6年3月13日））の募集に関し、関係法令、入札及び契約心得を承諾の上、本企画競争への参加を表明します。
なお、関係法令、入札及び契約心得、本公示等の内容について遵守することを誓約します。

添付書類： 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

調達概要書等について

調達概要書（企画競争）

- 1 件 名
クレジットカード（以下カードという。）の使用に関する請負契約
- 2 履行期間
契約締結日～令和7年3月31日
- 3 概 要
 - (1) 使用目的
主として各部の海外派遣等に伴って臨時に設置される分任支出負担行為担当官が、海外における国と地域において各種の調達行為を実施する際に使用する。また、国内において支出負担行為担当官の指定する各種支払いに充てる。
 - (2) 使用するカードの種類
コーポレートカード（一般）
 - (2) 使用形態等
 - ア カードの名称は官側と協議し決定するものとし、その都度発給を依頼する。
 - イ 発給されたカードの使用限度額は1千万円を標準とし、必要に応じて限度額を増減させる。
 - ウ カード使用に基づく支払いは、請求書及び使用者からの使用実績報告書等と突合の上、カード会社の指定口座に支払う。
 - エ 請求内容に疑義が生じた際は請求を一時凍結し、相違の原因究明に際して官側の調査に協力するとともに相互に協議すること。
 - オ 不測の事態発生等諸事情により臨機の処置を依頼する際は応ずること。
- 4 企画提案要求書は付表のとおり。

企画提案要求書

	提 案 項 目	細 部
基礎項目	新規発行手数料	無料であること。
	年会費	無料であること。
	使用限度額の設定	指定期間の設定が可能であること。
	使用料金の請求方法	月末締め翌月請求が可能であること。
	請求に対する対応	ウェブサイト及び電話オペレーターによる請求内容の確認が可能であること。 請求内容に疑義が生じた際の該当分の支払い留保が可能なこと。
	支払に対する対応	適正な請求書受理日から概ね30日後を支払い期限に設定できること。
	カード紛失時の対応	使用停止手続きが常時電話オペレーターによる対応により可能であること。
	キャッシングサービス	付帯しないこと。
	ポイントサービス	ポイント辞退が可能であること。
審査項目	使用可能国数	使用可能国数の多いもの
	加盟店舗数	加盟店舗数の多いもの
	カード発行日数	カード発行までに要する日数の短いもの
	使用限度額の設定	受付から設定までに要する時間及び受付時間の短いもの
	再発行手数料	手数料の安いもの
	不正使用に対する補償	不正使用された場合の連絡日から遡り、日数が長いもの及び補償額の高いもの
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業又は一般事業主行動計画を策定した企業であるか。
公的個人認証及び電子入札の推進	情報システムに係る調達等において認定事業者等の評価基準を満たしているかどうか。	

	賃上げの実施を表明した企業等	入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を一定率以上増加させる旨を従業員に表明している企業であるか。
--	----------------	--